

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2939号)

令和4年4月27日

横情審答申第2939号

令和4年4月27日

横浜市水道事業管理者 山岡 秀一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年6月26日水事戸第260号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定集合住宅 管理人室の平成29年5月から令和2年1月分の料金オンラインシステムの使用者情報及び調定明細画面」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市水道事業管理者が、「特定集合住宅 管理人室の平成29年5月から令和2年1月分の料金オンラインシステムの使用者情報及び調定明細画面」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1)横浜市A区特定住所特定集合住宅管理棟1階横浜市水道局が上記住所の管理棟で使用された水道使用料及び消費税、並びに請求者名（管理組合（特定集合住宅管理組合）を記載公文書(2)上記の文書で個人名義人（甲）となっていない事実を記載した文書(3)上記住所地の検針した記録(4)上記公文書の5年分ないし3年分」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和2年3月24日付で「特定集合住宅 管理人室の平成29年5月から令和2年1月分の料金オンラインシステムの使用者情報及び調定明細画面」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定し、一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、料金オンラインシステム（以下「料金システム」という。）の使用者情報画面で表示される個人の氏名、料金システムの使用者情報及び調定明細画面で表示される横浜市職員の職員番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書に該当しない。
- (2) 本件審査請求文書のうち、料金システムの使用者情報画面で表示される電話番号及び口座情報は、特定集合住宅管理組合（以下「本件管理組合」という。）の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、本件管理組合の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該

当し、同号ただし書に該当しない。

- (3) また、本件審査請求文書のうち、料金システムの利用者情報画面で表示される口座情報は、公にすることにより、本件管理組合の財産権を侵害するおそれがあることから、条例第7条第2項第4号にも該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 管理棟はA区に所在するにもかかわらず、開示された利用者情報はB区の住所になっており、著しく市の確認義務に違反した虚偽がある。
- (2) 開示された利用者情報では、上下水道の利用者である甲の氏名を隠匿し、また、甲が私的な生活用に使用しているにもかかわらず、用途を「家事用」ではなく「事業用」と偽っており、実施機関は、脱税を幫助している。
- (3) B区ではなくA区所在である事実と管理棟の玄関の郵便ポストには甲個人の氏名が記載されており「家事用」として使用している事実は外観から明白に分かるのであるから、実施機関及び検針員には確認義務があった。
- (4) 弁明書には請求人が開示請求した文書の存否を拒否している争点隠しがある。
- (5) 非開示部分が市の職員名か職員番号かを問わず、市の職員の苗字は、公開が原則であるから、非開示とする合理的な特別の理由は見当たらない。
- (6) 「水道・下水道使用水量等のお知らせ」では検針員の氏名を公開しているのであるから、利用者情報の料金整理員の氏名を公開しても、プライバシーや個人の人権を何ら侵害しない。

5 審査会の判断

- (1) 料金システムを使用して行う事務について

実施機関は、水道料金に係る諸届の受付及び処理、使用水量の計量及び認定、水道料金の減免、水道料金の徴収に関する事務を行うために、料金システムを使用しており、料金システムでは、水道利用者の氏名、連絡先、使用場所、水道料金の支払方法、検針日における水道メーターの指針、使用水量、水道料金の支払状況等の情報を一元的に管理している。

料金システムのうち、利用者情報では、料金の算定や請求処理を行うための利用者情報を管理しており、調定明細では、料金徴収の基礎となる検針情報を管理して

いる。

なお、A区及びB区の区域における水道使用者に係る料金システムの使用者情報及び調定明細は、水道局給水サービス部戸塚水道事務所で管理している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、料金システムで表示した特定集合住宅（以下「本件集合住宅」という。）の管理人室の水道の使用者情報及び平成29年5月分から令和2年1月分までの調定明細の画面を印刷したものである。

使用者情報には、水道の使用者として本件集合住宅管理人室、給水装置及び使用者の住所としてその所在地が記載されているほか、電話番号、用途等、水道料金の請求先の名義、住所、口座情報等並びに料金システムにログインした実施機関の職員の氏名及び職員番号、料金整理員の氏名等が記載されている。

調定明細には、2カ月ごとの上下水道の使用水量、水道料金の調定額等及び料金システムにログインした実施機関の職員の氏名及び職員番号が記載されている。実施機関は、開示請求時点で表示できた最も古い履歴である平成29年5月分から最も新しい履歴である令和2年1月分までの計17枚の調定明細の画面を印刷し特定している。

実施機関は、料金システムにログインした実施機関の職員の職員番号及び使用者情報の料金整理員の氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして、使用者の電話番号並びに請求先の電話番号及びFAX番号（これらを総称して、以下「本件電話番号等」という。）を同条同項第3号アに該当するとして、また、請求先金融機関名、口座種別及び口座番号を同条同項第3号ア及び第4号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の特定について

ア 審査請求人は、本件集合住宅の管理人室はA区にあるにもかかわらず、本件審査請求文書の給水装置及び使用者の住所がB区となっている旨主張している。この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 料金システム上の給水装置及び使用者の住所については基本的に給水申込書に記載された給水装置場所を入力している。なお、給水装置工事申込の審査の段階で工事場所と建築済証を照合している。

(イ) 上記の方法により入力された住所は、所有者及び使用者から変更の申請があった場合等を除き、実施機関で修正することはない。

(ウ) 確かに本件集合住宅の管理人室はA区に所在しているが、本件審査請求文書の給水装置及び使用者の住所は、上記(ア)のとおり入力されているものであり、上記(イ)のような事情もないことから、実施機関で住所の修正は行っていない。

(エ) 審査請求人は、本件開示請求書に横浜市A区特定住所と記載しているが、審査請求人が求めている文書は本件集合住宅の管理人室の水道使用情報であると解し、審査請求人が記載している住所とは異なるが、本件審査請求文書を特定した。

イ 上記の実施機関の説明に不自然な点はなく、また、本件開示請求書の記載から審査請求人は本件集合住宅の管理人室の水道使用情報を求めていることは明らかであることから、実施機関の文書特定に誤りがあったとはいえない。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

もともと、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については本号本文で規定する開示しないことができる情報から除くことを、また、本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 実施機関の職員の職員番号は、個人に関する情報であって、本件処分で開示されている実施機関職員の氏名と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。次に本号ただし書について検討すると、実施機関の職員の職員番号は、慣行として公にされている情報ではないため、本号ただし書アには該当せず、職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ウにも該当しない。また、本号ただし書イにも該当しない。

ウ 料金整理員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。次に本号ただし書について検討

すると、料金整理員は、実施機関から水道料金の料金整理業務の委託を受けた事業者の従業員であり、その氏名は慣行として公にされている情報ではないため、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

なお、審査請求人は、実施機関から水道使用者に送付される「水道・下水道使用水量等のお知らせ」には検針員の氏名が記載され、水道使用者に対して検針員の氏名が知らされているのであるから、同等の情報である料金整理員の氏名も開示できるはずである旨主張しているが、水道使用者に対して氏名が知らされていることをもって、本号ただし書アの慣行として公にされている情報に該当するということとはできない。

(5) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨規定している。

イ 請求先金融機関名、口座種別及び口座番号は、本件管理組合が水道使用料金の請求先として指定した口座に係る情報であり、公にすることにより、第三者に悪用されて、本件管理組合の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(6) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件電話番号等は、本件管理組合の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、本件管理組合の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当すると主張している。

ウ この点について実施機関に確認したところ、本件電話番号等は、本件管理組合からマンション管理業務を委託された法人が水道料金の支払い管理等のために使用する電話番号及びFAX番号であると推測され、一般に公になっているものではないため、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるとのことであった。

エ 当審査会においても、当該法人のホームページ等を確認したが、本件電話番号等は掲載されておらず、一般に公になっている電話番号及びFAX番号であるとの確証を得ることはできなかった。したがって、本件電話番号等は、当該法人が水道料金の支払い管理等のために使用する電話番号であることが推測され、当該法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

オ なお、実施機関は、請求先金融機関名、口座種別及び口座番号についても、本号アの該当性を主張するが、これらの情報は上記(5)のとおり、条例第7条第2項第4号に該当するため、本号該当性は判断しない。

(7) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号、第4号及び第3号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 6 月 26 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会)	・ 諮問の報告
令和 2 年 7 月 17 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 4 年 1 月 26 日 (第411回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 2 月 22 日 (第412回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 3 月 9 日 (第413回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 3 月 23 日 (第414回第二部会)	・ 審議